

# 指定小規模多機能型居宅介護事業所 運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

## 第1条

- 1 医療法人新生会（以下「事業者」という。）が小規模多機能型居宅介護 スマイルさくら（以下「事業所」という。）において運営する指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2 事業者は、厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービスの事業の基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとする。
- 3 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者と指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を事業所において一体的に運営するものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

## 第2条

- 1 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次に掲げるところによるものとする。
  - 一 介護従業者 11名（うち1名は管理者、うち1名は介護支援専門員、うち1名は看護職員）  
指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。
  - 二 介護支援専門員 1名 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する。

(営業日及び営業時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は次に掲げるところによるものとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間
  - ア 訪問サービス 24時間
  - イ 通いサービス 9:00 ~ 16:00
  - ウ 宿泊サービス 16:00 ~ 9:00

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第4条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録定員 22名
- 二 通いサービスの利用定員 12名
- 三 宿泊サービスの利用定員 8名

(指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条

- 1 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練とする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額を本人負担分に応じ支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
  - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - 二 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
  - 三 食事の提供に要する費用 朝食 330円、昼食 650円、夕食 650円
  - 四 宿泊に要する費用 2,200円(水道光熱費込/1日)
  - 五 おむつ代
  - 六 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 5 前項第三号及び第四号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 6 事業者は、第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は岩国市（東、装港、柱島、灘、通津、由宇を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第9条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

- 1 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す

る行為を行わないものとする。

- 5 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岩国市の職員又は岩国市地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 6 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

### （施行期日）

- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年10月 1日より一部改訂する。
- この規程は、平成24年 7月 1日より一部改訂する。
- この規程は、平成25年 3月21日より一部改訂する。
- この規程は、平成26年 4月 1日より一部改訂する。
- この規程は、平成27年 8月 1日より一部改訂する。
- この規程は、平成29年 5月 1日より一部改訂する。
- この規程は、平成29年 7月 1日より一部改訂する。
- この規程は、平成31年 4月 1日より一部改訂する。
- この規程は、令和2年 10月21日より一部改訂する。
- この規程は、令和3年 3月 1日より一部改訂する。
- この規程は、令和3年 4月 1日より一部改訂する。
- この規程は、令和4年 2月 1日より一部改訂する。
- この規程は、令和6年 4月 1日より一部改訂する。